㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
　ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者
㋑　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者
②　照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることはできない。
㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
　ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者
㋑　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。
　なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格結果通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してから営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有してから営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。
③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
④　当社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
　その概要を下記に示すが、具体的技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。
⑵　評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能の「品質管理」及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策の「安全管理」及び環境保全の「環境対策」を評価項目とする。
⑶　評価項目内容　技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合はその評価項目の提案を全て不採用（０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み評価項目毎にＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版６枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不採用とする。技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。
①　性能・機能「品質管理」　コンクリートの品質向上対策とその効果
※コンクリート配合の変更又は添加剤の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は採用しない。
②　特別な安全対策「安全管理」　高所作業時の作業員の安全対策及び建設資材飛散防止対策とその効果について記述する。
※交通保安員の追加配置に関する技術提案は採用しない。
③　環境保全「環境対策」　周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音、振動、CO_2削減）とその効果
※汚濁水処理に関する技術提案は採用しない。
⑷　評価項目の評価基準
①　優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
②　良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。
③　可　技術提案が適切であるが、標準的である。
④　不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない。若しくは、提案内容が不適切である。
⑸　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が３⑷評価項目の評価基準に基づき絶対評価した評価結果を下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。（判定方法）
①　性能・機能「品質管理・出来形管理」
　項目別配点　優40点、良20点、可０点
②　特別な安全対策「安全管理」
　項目別配点　優30点、良15点、可０点
③　環境保全「環境対策」
　項目別配点　優30点、良15点、可０点
⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
　総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
　（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
　ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
　ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑺　３⑹において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑻　配置技術者に関する事項　申請書に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
⑼　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。